

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：葛巻町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年8月6日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名 [※]	葛巻町	職員数 [※] (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	119円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	796 (H18)
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	67 (H18)
不良債務 (百万円)	—	財政力指数 [※]	0.18 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 [※] (%)	17.7 (H19)
		経常収支比率 [※] (%)	91.9 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	
--	--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	葛巻町水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	葛巻町長 鈴木重男
既存計画との関係	葛巻町水道事業中期経営計画（平成20年度～平成24年度）
公表の方法等	財務省の承認後、議会に報告するものとし、葛巻町HP及び広報誌により公表する。
基本方針	第四次葛巻町行政改革大綱に基づく抜本的な企業経営改革を実施するとともに、早期なる公営企業経営の健全化を促進することを基本方針とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			66.2	66.2
	補償金免除額			11.9	11.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	財政融資資金（山形川簡水分）			15,284	15,284
	財政融資資金（江刈簡水分）			50,924	50,924
合 計 (A)				66,208	66,208
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち 財政融資資金（山形川簡水分）				0
	財政融資資金（江刈簡水分）				0
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				66,208	66,208

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町の水道事業は、簡易水道及び専用水道並びに飲料水供給の12施設で経営し、普及率は約93%である。施設は、建設以来40年以上を経過し老朽が甚だしく、安全で安定した水道水の供給が危惧されているのが現状であり、浄水施設の高度化及び管路施設の耐震化並びに効率的経営の観点からも供給施設の統合整備が急務の課題である。また、普及率拡大対策に基づいた昭和30年代の小規模乱立施設による経営を余儀なくされ、老朽化による維持管理コストが高騰し、公営企業経営の効率性を阻害している要因となっている。会計方式は、法非適用で官庁会計方式を採用しているため、経営指標項目の掌握が困難であり、利用者及び将来に対する説明責任が果たせないものとなっている。給水原価と供給単価は、依然としてその縮小が改善されず、資本投下を抑制しながら定期的な料金の改定をしなければならない。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 人件費の総額削減</p> <p>H18における使用料に占める人件費が18.5%であり、給与制度のさらなる改革と職階構造の見直し及び集中改革プランに基づく適正な定員管理を推進しなければならない。</p>
	<p>課 題 ② 民間委託の推進</p> <p>包括的民間委託を踏まえながら、料金賦課及び収納業務並びに検針業務や開閉栓業務など、定期的業務で可能なものは民間に委託しなければならない。</p>
	<p>課 題 ③ 料金水準の適正化及び歳入の確保</p> <p>県内における水準は平均値に属するが、給水原価と供給単価の差額が大きく非効率な経営となっていることから、定期的な料金改訂を実施するとともに、会計方式の変更も早急に実施しなければならない。</p> <p>また、未収金の回収に努めるとともに、不要資産については積極的に処分しなければならない。</p>
	<p>課 題 ④ 情報公開と行政評価の導入</p> <p>施策の成果に関する説明と事務事業推進シートの検証を公開するとともに、行政評価システムの導入を図らなければならない。</p>
留意事項	<p>・環境保全について</p> <p>安全で安定した水道水を供給するため、水質管理の徹底を図るとともに、河川における水質汚染の防止や水源涵養機能を有する森林の育成保護を推進するため、関係者に協力を求めなければならない。また、徹底した漏水対策の強化により、貴重な水資源の有効利用を推進しなければならない。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	141	143	138	149	148	147	146	143	141	158	
		(1) 営 業 収 益 (B)	117	115	114	128	127	126	125	123	122	140	
		ア 料 金 収 入	115	114	114	128	127	126	125	123	122	140	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	2	1									
		(2) 営 業 外 収 益	24	28	24	21	21	21	21	20	19	18	
		ア 他 会 計 繰 入 金	15	14	14	13	12	12	12	11	10	9	
	イ そ の 他	9	14	10	8	9	9	9	9	9	9		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	105	104	99	110	99	101	100	95	91	86	
		(1) 営 業 費 用	74	75	71	84	75	76	75	72	70	68	
		ア 職 員 給 与 費	28	33	26	33	24	24	23	23	23	23	
		ウ ち 退 職 手 当		8		10							
		イ そ の 他	46	42	45	51	51	52	52	49	47	45	
		(2) 営 業 外 費 用	31	29	28	26	24	25	25	23	21	18	
ア 支 払 利 息		31	29	28	26	24	25	25	23	21	18		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	36	39	39	39	49	46	46	48	50	72		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	20	24	25	69	254	331	264	263	72	131	
		(1) 地 方 債				24	138	210	144	150	40	60	
		(2) 他 会 計 補 助 金	20	24	25	24	26	25	24	31	32	31	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				16	90	96	96	82		40	
		(6) 工 事 負 担 金											
		(7) そ の 他				5							
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	49	62	59	103	286	363	298	304	114	173	
		(1) 建 設 改 良 費	9	17	12	54	235	247	250	242	50	110	
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	40	45	47	49	51	116	48	62	64	63	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	29	38	34	34	32	32	34	41	42	42		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	79.45	75.76	77.33	80.00	84.81	61.35	83.90	78.17	78.40	93.39	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	97.24	95.97	94.52	93.71	98.67	67.74	98.65	91.08	90.97	106.04	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	10.64	9.79	10.14	8.72	8.11	8.16	8.22	7.69	7.09	5.70
	うち基準内繰入金	(%)	10.64	9.79	10.14	8.72	8.11	8.16	8.22	7.69	7.09	5.70
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	100.00	100.00	100.00	34.78	10.24	7.55	9.09	11.79	44.44	23.66
	うち基準内繰入金	(%)	100.00	100.00	100.00	34.78	10.24	7.55	9.09	11.79	44.44	23.66
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年度に西部簡易水道の統合事業を踏まえた、料金改訂を実施(16.5%増)したが、経常経費の節減努力にもかかわらず、給水原価と供給単価の差が依然として縮小しないため、平成23年度において15%程度の料金改訂を実施するものとする。
2 他会計繰入金の見込み	繰入金については、全て基準内繰入とした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成17年度に着手した西部簡易水道施設の統合整備事業が平成21年度に完了する。次期地区の統合整備事業を計画していることから、平成22年度から諸調査を開始するものとする。なお、平成21年度に全体統合計画を策定するとともに、岩手県及び厚労省の承認を受けるものとする。着手にあたっては、西部簡易水道統合整備事業の評価検証を踏まえ、資本投下の抑制を念頭に慎重をきすものとする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人口減少が持続する見込みから、有収水量の増は期待できないものとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>厳しい財政状況の中で住民サービスの見直しが進んでおり、これまで以上に企業経営に対する住民評価が厳しいものとなっている。 の課題のとおり、特に職員の給与及び定数については住民の関心も非常に高く、公営企業経営の根幹を成すものであることから、その適正化を推進するものとする。</p> <p>定員管理については、その見直しに努めるとともに、民間委託の促進及び協働のまちづくりの推進の取組みなどを通じて職員数の適正化を推進するものとする。</p> <p>職員の給与については、地方公務員給与制度改革を踏まえ適正化を推進するものとする。職員手当についても、全面的な見直しを図り適正化に努めるものとする。</p> <p>地方公務員給与制度改革を踏まえ平成18年度に実施したが、引き続き今後も見直しを図るものとする。さらに、同年度において職階により2～3%の特例減額を実施したが、更なる実施について検討するものとする。職員手当については、特殊勤務手当を全廃とする。</p> <p>技能労務職員については、退職補充を実施せず減員とした。(技能労務職員は存在しない。)</p> <p>勤奨退職制度(対象:45歳以上。勤務年数に応じて特昇制度を導入)を活用し、早期退職者を募り人件費の抑制を図るものとする。定員削減が完了するまでは継続することとするが、計画終了後は廃止する方向で検討を行う。 なお、定年退職者に対する特昇は行っていない。(平成18年6月改正)。</p> <p>福利厚生事業については、岩手県市町村職員互助会に加入して共同実施していることから、同互助会の定める基準に従って適正な運用を図る。なお、町独自の制度運用・組織の設置等は行っていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>の経営課題 について、事務事業の徹底した見直しを推進するとともに、民間委託推進ガイドラインに基づき実施するものとする。</p> <p>事務事業推進シートの成果検証と行政評価システムの導入を推進するとともに、経営内容の明確化と説明責任を果たすうえからも企業会計方式の導入を早急に検討する。また、第2次地球温暖化防止等率先実行計画に基づき温室効果ガスと経費の節減を図るものとし、徹底した漏水調査を実施し有収率の向上に努めるものとする。さらに職員の積極的参加による庁舎内清掃の実施及び宿日直業務の廃止は継続して実施するものとする。</p> <p>使用料金の賦課計算、収納業務及び検針並びに開閉栓業務など、定期的業務を含めた事務事業全般にわたり、積極的に民間委託を推進するものとする。また、包括的管理及びPFIの活用については、重点検討項目とする。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	経営指標を年度毎に評価検証し、経営課題を解消するため、定期的に料金水準を引き上げるものとする。また、利用予定のない水道用地や資産については、売り払い処分を積極的に促進し財源の確保に努めるものとする。 県内における本町の料金水準は、県平均を若干上回る水準であるが、常に公営企業経営の原則を堅持し、適正料金を確保するものとする。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	経営課題については、経営の健全化及び財務状況をHP及び広報等で公表するものとする。また、行政評価システムの導入の調査研究を図るものとする。 経営の健全化及び財務状況については、第四次葛巻町行政改革大綱に基づき情報をHP及び広報等を通じて公表するものとする。 事務事業推進シートの成果の検証と行政評価システムの導入の調査研究を図るものとする。
5 その他	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題①に係る取組として、経営環境に見合う適正で最小限な職員数を堅持し、組織の職階構成を検討のうえ人件費の低減を推進するものとする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営健全化計画に基づく経営指標の検証を行うとともに、経営の効率化と透明性を図るべく平成23年度において法的企業会計方式に変更するものとする。また、適正な料金水準を確保するため平成23年度に15%程度の料金改定を行い、経営課題②及び③の解消に努めるものとし、繰越欠損金等の発生は抑制するものとする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しは行わないものとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
③	料金改定率					16.50							15.00	
	改善額(料金の適正化)※1					14		14					13	13.0
	未収金の徴収対策	0.3	0.5	0.8	1.7	1.3		1.2	1.1	1.1	1	1		
	改善額(負担金の確保等)	0.3	0.5	0.5	1.4	0.8		0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	1.1	
	資産の有効活用					0					0.1			
	改善額(収入増額)							0			0.1		0.1	
【経費の削減】														
①	職員給与費の適正化					24		24	23	23	23	23	23	
	改善額	1	3	△1	3	△1		5	1	1	1	1	4	
	給与水準					24		24	23	23	23	23	23	
	改善額							0	1	1	1	1	4	
	職員給与費(退職手当)		8		10									
	正職員数(人)	3	3	2	2	2		2	2	2	2	2	2	
	増減数(人)			△1									0	
	臨時職員数(人)	3	2	3	3	3		3	3	3	3	3	3	
	増減数(人)		△1	1									0	
②	維持管理費等	46	42	45	51	51		52	52	49	47	45		
	改善額	1	4	△3	△6			△4	△1	△1	2	4	6	10
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)							0					0	
	その他()													
	改善額							0					0	
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	増減													
	企業債現在高	827	781	734	709	796		890	986	1,074	1,050	1,047		
	増減	△40	△46	△47	△25	87		94	96	88	△24	△3		
							計画前5年間改善額 合計	19					改善額 合計	28.2
													(参考) 補償金免除額	11.9

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7.8	7.7	7.6	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.8
年間総有収水量(千m ³)	660	650	648	648	631	628	625	623	620	618
公称施設能力(m ³ /日)	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080
1日最大配水量(m ³ /日)	1,456	4,838	4,799	4,402	4,297	4,227	4,177	4,117	4,067	4,020
最大稼働率(%)	47.27	157.08	155.81	142.92	139.51	137.24	135.62	133.67	132.05	130.52
供給単価(円/m ³)	174	175	174	196	201	200	198	197	196	226
給水原価(円/m ³)	219	231	225	245	237	326	236	252	250	242

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

計画概要	現況の7簡易水道、3専用水道、2飲料水供給、合計12施設を2簡易水道、1上水、1飲料水の計4施設に統合整備するものとする。また、経営は一括とし法非適合会計から法適用企業会計とする。なお、計画策定は平成21年度に完了するものとする。
検討体制	水道担当課及び企画、財政担当課で統合整備検討チームを編成し策定するものとする。
方向性	技術的統合可能性及び会計方式移行に係る調査検討を平成20年度に実施するものとし、平成21年度に計画を取りまとめるものとする。
時期	平成21年度に岩手県及び厚生労働省の承認を得るものとする。